

教 育 委 員 会 議 事 録

(令和 6 年度 教育委員会 第 1 1 回定例会)

開会 令和 7 年 2 月 5 日 (水)

閉会 令和 7 年 2 月 5 日 (水)

午前 9 時 0 0 分

午前 1 1 時 1 分

場所 西宮市役所 6 階教育委員会会議室

出席委員

教育長 藤岡 謙一
委 員 藤原 唯人
委 員 山本 幸夫
委 員 橋本 祐子

欠席委員

委 員 長岡 雅美

会議に出席
した職員

職

氏 名

職

氏 名

教育次長 藤井 和重
教育次長 漁 修生
教育総括室長 薩美 征夫
学校支援部長 岡崎 州祐
学校教育部長 秦 淳也
教育総務課長 伊藤 昭夫
地域学校協働課長 岡田 良一
青少年育成課長 町田 英子
学校教育課長 桑原 美和
学校保健安全課長 小濱 宏
生涯学習企画課担当課長 狩野 知洋

署 名

教育長

委員

付 議 案 件

<議 題>

- (審)議案第 48 号 西宮市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則制定の件
〔地域学校協働課〕
- (審)議案第 49 号 西宮市いじめ防止等対策委員会委員委嘱の件
〔学校保健安全課〕
- (審)議案第 50 号 西宮市立公民館条例の一部を改正する条例制定に関する意見決定の件
〔学校支援部・生涯学習企画課〕
- (審)議案第 51 号 令和 6 年度 西宮市一般会計補正予算（第 1 1 号）
（3 月定例会教育委員会所管分）に関する意見決定の件
〔教育総務課〕
- (審)議案第 52 号 令和 7 年度西宮市一般会計予算（教育委員会所管分）に関する意見決定の件
〔教育総務課〕
- (審)報告第 10 号 学校歯科医の解嘱及び委嘱の件
〔学校保健安全課〕

<一般報告>

- 一般報告① 令和 7 年西宮市二十歳のつどい実施結果について
〔青少年育成課〕
- 一般報告② 学習指導要領に基づく教育課程の効果的で効率的な編成について
〔学校教育課〕
- 一般報告③ 児童生徒の状況について **非公開**
〔学校保健安全課〕

以 上

傍 聴

0 名

藤岡教育長	では、ただいまより令和6年度 第11回 教育委員会定例会を開催いたします。 本日は長岡委員より欠席の届出をいただいております。議事録署名委員には、山本委員を指名いたします。 では、ここで各委員に確認をいたします。 会議は公開が原則ですが、議案第50号・51号・52号は市議会に付議する案件であり、現時点では公表されていません。また、一般報告3は公開により率直な意見交換ができなくなるおそれ等があるため、非公開といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
藤岡教育長	では、ご異議がないようですので非公開といたします。 審議の順番についてですが、公開案件から先に行い、続いて、非公開案件に移りたいと思います。 では、まず、教育長報告から始めたいと思います。資料、ございますか。今日は3点ご報告させていただきたいと思っております。1つ目は部活動、もう一つ目は不登校、そしてもう一つ目が幼保小の接続についてです。 まず、1つ目は部活動でございますが、部活動につきましては、西宮市におきましては以前に申し上げているとおり、休日につきましては令和8年8月末をもって中学校の部活動を廃止。平日の部活動についての廃止時期については現在検討中で今年度中、ですので、今年の3月までには結論を出す予定としております。 令和8年の9月以降は地域クラブ活動、西宮では愛称プレミヤという名称で進めておりますが、プレミヤに移行いたしますので、移行に関して、ちょうど移行の時期に当たる小学校4・5・6年生の児童、それから保護者にアンケートを1月に行ったところでございます。今回は地域のアンケートについてその結果を取りまとめましたので報告をしたいと思っております。 2枚目にいきますが、対象は先ほど申し上げたとおり、市立学校に所属する4から6年生です。回答数としては約8,500、大体3分の2程度だと思っておりますが、各学校を通じてアンケートを周知していただいて、インターネット上で回答していただいたというものになります。大体3分の2ぐらい、先ほど申し上げたように回答いただきましたので、多くの子供たちが協力してくれたのかなと思っております。 3ページ目ですが、まずはどういう活動をしたいのかというか、どういう活動に

参加したいのかということなのですが、大体半分ぐらいが複数の活動に参加したいというふうに回答していて、1 つだけの活動に専念したいと回答しているのが約 3 割という状況になっております。ですので、子供たちとしてはやはり 1 つというよりも例えばスポーツと文化活動だったり、スポーツでも例えば複数の種目を経験したいという思いがあるのかなと。そういう子たちが比較的多いのかなというふうに思っております。 premi やといたしましても、複数の活動をするのをやはり我々としても進めたいと思っておりますので、子供たちの思いに沿った形でできるだけ環境を整備していきたいというふうに思っております。

続いてですが、4 ページ目ですけれども、複数やりたいと希望している児童に対して、例えばスポーツであれば何をしたいのかということ聞いたものでございます。左から順に多い順になっておりますけれども、1 番目が陸上で、次がバスケットで、バドミントンで、サッカーでということになっていきます。今西宮の中学校の部活動にあるような種目もあれば、例えば 3 番目のバドミントンであるとか、その次の次のダンスであるとかドッジボールであるとか、水泳も当然数は限られます。e スポーツはありません。釣りや、また硬式テニスというのもあります。部活動にない種目も結構多くあるのかなというふうに考えております。子供たちのリクエストというのは多様であり、また中学校の部活動にない種目というものを求めている子供たちというのが多いんじゃないのかというふうに捉えております。

続いてですが、スポーツ以外ということで文化、芸術、また学習系の活動ではどうかということですが、料理が一番上となっております、非常に突出して多いというものがあります。その次は工作・ものづくり、漫画・アニメ、プログラミング、ピアノ、吹奏楽というふうになっています。スポーツよりもさらに中学校の部活動にはない活動を希望している子供たちが多いのかなというデータになっていると思っております。中学校の部活をそのまま移行させるということではなくて、もちろんそれもあるんですが、やはり子供たちの思い、願いに応えられるような多様な活動、特に中学校の部活動にないような活動をやはり環境整備していく必要があるのかと思っております。

その次のページが上位 20 ということでまとめたものでございます。青がスポーツで、赤がスポーツ以外で、種目・活動の名前に星印をつけているのが基本的に部活動にはないもの、もしくはあっても本当に数校程度しか置いていないものでございますので、大体半分ぐらい星がついているところでございますし、特に上位の文科系の活動についてはやはり学校の部活動ではないような活動を希望して

いる子供たちが多いというのがよく分かると思っております。複数やりたい児童の場合は以上のとおりです。

続いて、7ページですが、1つだけやりたいと、これをやりたいと決めているというような子供たちが、じゃ、何をやりたいのかというと、スポーツに関してはサッカー、バスケ、軟式野球、バレーボールというような形で並んでおります。ある意味、中学校の部活動にある種目というものが結構想定されている、希望されているのかなというふうにこちらは感じるところです。もちろんそうじゃない種目もいっぱいあります。

続いてですが、スポーツ以外の文化・芸術、また学習系の活動ですが、一番多いのが吹奏楽、続いて美術、料理、漫画・アニメというような形で続いていきます。こちらについても、1つだけやりたいというような児童に関しては、中学校の部活に多くある吹奏楽や美術、絵画というものが上位に並んでいるということで、複数やりたいという子とはちょっと傾向が異なっているのかなというふうには思っておりますが、ただ3位が料理や、4位が漫画・アニメで、5位がプログラミングでという形で、1位、2位以外はやはり中学校の部活動にはほぼないものでございますので、やはり中学校の部活をそのまま移行するというイメージでは子供たちのニーズ、リクエストに応えることができない。子供たちの願い、思いというものは中学校の部活動だけでは受け止められるものじゃないということが分かると思います。

続いて、上位20を並べてみたところ、先ほどと同じですが、こちらはやはりサッカー、バスケ、野球という形である意味、人気があるメジャーなスポーツが上位に並んでいる状況かなというふうに思っています。

最後でございますが、「したい活動がある」を選んだ児童はどういう目的で活動したいのかというような質問です。35%が仲間や友達と楽しく活動したい、27%が体力や技術、知識を身につけるためにやりたいと。22%がよい成績や結果を残す。これは大会であったり、コンクールだったりというものでございます。ある意味、中学校の部活動というのは大会成績というのを結構重視して活動している部が多かったわけです。特にスポーツはそうでしょうし、文化系の部活動でも、吹奏楽はやはりコンクールの結果というものを重視して活動してきたと思いますが、やはり子供たちの思いとしてはもちろんそういう層、そういう結果を残したい、いい成績を出したいという層は2割以上いるわけですが、多くの子供たちはやはりそこよりも友達と一緒に楽しく活動したいとか、もっといわゆる学習系というんでしょうか、ある意味、基礎体力をつけたいとかいろいろと、例え

ばプログラミングというリクエストもあったわけですが、そういった知識を身につけたいと思っているような子供たちのほうが多いということが分かって思っております。やはりどういう活動の環境を整えていくのかという観点でも、ただ単に大会の出場を目的として成績を上げていくという活動ではなくて、やはり子供たちのこういった思いに応えられるような楽しさを重視するような活動であったりとか、そういった大会とかではなくて、みんなと一緒に学んだり、いろんな経験をしたりというような、そういったことを重視するような活動が子供たちにとっては求められている。そういうことを求めている子供たちが多いのではないのかというふうに考えておりますので、こういう観点からも中学校の部活をそのまま地域に移行させるという単純な発想ではなくて、やはり子供たちのニーズに合わせた活動方針を多様なもの、特に先ほど申し上げたような楽しさを重視するような活動というものを多くつくっていく必要があるのではないのかなと、こういうふうに感じているところでございます。

部活動については以上です。ご意見については、まとめて後でお伺いするという形でよろしいでしょうか。

続いて、不登校に移ります。これについては現状報告となります。不登校児童・生徒数でございますが、昨年同時期と比べて 84 人ほど減っております。減った原因というものは明確にはありませんが、恐らくですが、いわゆるコロナの影響というものが緩和されてきている影響もあるんじゃないのかなというふうに思っておりますが、じゃ、コロナ前の水準に戻ったのかというと決してそういうことはありませんので、まだまだやはり不登校というものが非常に厳しい状況にあるということは分かって思っておりますし、また、もちろん各学校における様々な取組、先生方のご努力ということも効果があったんだろうとは思っておりますが、ただ実質的にはやはり高止まり状態が維持されてしまっているような捉えをしております。

次の 2 番目が教育支援センターのあすなろの登録者数でございますが、これにつきましても定員に若干の余裕があるという状況でございます。後ほどご説明をいたしますが、多くの子供たちがどこもつながっていないという状況もありますので、やはりできればあすなろなどぜひ活用してほしいなというふうにも思っております。

3 番目があすなろオンラインということで、なかなか家の外に出にくいというような子供たちがオンラインで大人というか、あすなろの先生方などつながるということでございますけれども、合計 25 人が登録していると、こういう状況に

ございます。

居場所サポーター派遣事業派遣状況については以下のとおりで、また、⑤のとおり、令和6年度の状況に鑑みて、令和7年度は拡充をしていきたいというふうに考えているところでございます。

こういった取組を通じて、できるだけ不登校の発生を減らしていきたい。また、仮に不登校になってしまっても、それがあまりにも長期間にならないようにしていきたいと思っております。

先ほど若干ご説明をいたしました但、現在、次のA4横のページになりますけれども、表になっている感じのですね。現在、不登校児童への支援状況についてということで、支援率を整理していただきました。小学校と中学校においてですが、先ほど申し上げたあすなろであったりとか、また、あすなろのオンライン、そういったものを活用している率については、小学校だと大体10%弱、中学校でも16%ぐらいということになっておりますので、8割以上の子供たちが、もちろんフリースクールに通っている子もいますけれども、多くの子供たちがどこともつながっていないという状況が正直あると思っております。そういった子供たちのやはり受皿をつくっていくことも必要ですし、そもそも不登校になるような子供たちを未然に防止していくということも大切であると、こういうふうに考えております。

次のページは文部科学省のCOCOLOプランということで、文部科学省が示している不登校対策の全体的なパッケージということになります。これは詳しくはご説明いたしません但、1・2・3と分けて、1つは学びの機会の確保ということで、不登校の子供たちの学びの場を確保するということ、2番目ができるだけ発生を防ぐということで、不登校になる前に気がついて手厚い支援を行っていくということ、3番目がそもそも学校の雰囲気、風土、文化というものをやはり変えていって、誰もが安心して学べる、みんなが安心して学べる場所にしていくということを大きく3つ打ち出しているところでございます。

次のページがつながりのイメージということで書いておりますけれども、西宮においては不登校特例校はまだありません。教育支援センターは、あすなろが設置をされております。そういう意味で子供たちや我々関係機関がつながって子供たちを支援する体制というのは、ほかの自治体に比べれば結構充実しているのかなというふうには感じておりますが、より一層の充実というものがやはり必要になってくるのかなというふうに思っております。

学びの多様化学校については、最後の、次の15ページになります。制度の概要

は以前ご説明したので詳しくはご説明はいたしません、西宮市においても学びの多様化学校の設置に向けて検討を進めていっているところでございます。まだどういう規模でどこに、いつ設置するのかというものは今後いろいろ検討していきたいと思っておりますが、子供たちにとって、まずはやはり学びの場を確保するという観点。それから、先ほどのCOCOLOプランにありました特に2番や3番、特に3番でございますけれども、やはりみんなが安心して学べる学校づくりというものに向けてのモデルとしての位置づけということも必要なかと思っておりますので、そういう意味では学びの多様化学校というものを設置して、先ほど申し上げた実際の不登校になっている子供たちの学びの場ということと、他のいわゆる普通の小学校、中学校の学校における雰囲気とか文化とか、そういうものを改めるべきところがもしあるのであれば改められるような、そういうモデルとなるようなものとして位置づけて進めていきたいなというふうに思っております。

学びの多様化学校については一部の方から、例えば受け入れられる子供の数が少ないからあまり意味がないんじゃないのかというようなご意見であったりとか、当然お金がかかるわけですので、それだけのお金をかけて少ない人数の子供たちに提供するというのはある意味非効率的ではないのかなどというご意見があるようであります。他の先進自治体で進められているところでも様々なご意見があったというふうには聞いておりますが、先ほど申し上げたように、一人でも子供たちの学びの場となるのであれば、それは大変意義があることだと思いますし、それに反対するということは、じゃ、そういう子供たちの学びの場をどういう形で整備しようとしているのかということへの答えがないことになります。それはすなわち不登校になっている子供たちを放置する、見捨てるということにはほかならないと思っておりますので、やはりそういう反対意見というものは、私は全くもって子供たちの立場に立っていない、苦しんでいる子供たちのことを考えていないんじゃないのかというふうに捉えております。

またもう一つ、たった数十人の子供たちしか救えないじゃないかということについては、やはりそれも学びの多様化学校が担うであろう役割をきちんと理解していないと思っております。学びの多様化学校は、ただ単にその学校に来ている子供たちを受け入れて、その学校に来ている子供たちだけに対処するわけではなくて、先ほど申し上げたように新しい学びの形、今の学校になかなかないような子供たちでもこういう形であれば学校に通って学ぶことができるという新しいモデルをつくっていく、そういう役割を担っているものですので、まさにそう

いったことを実践して、いい取組についてはほかの小・中学校でも取り入れていただいて、先ほど申し上げたような子供たちがそもそも不登校にならないような学校づくりというものを進めていただく必要があるわけなので、モデルがなければ何を参考にして進めればいいのか分からないわけですので、ただ単に子供たちに寄り添った学校にしてくださいというスローガンを言っても意味はないわけです。現場の先生方としては、じゃ、何をどうすればいいのかということのはもっと具体的に言ってくれよと。分かるようにちゃんと伝えてくれよと。もしくは実践例があるなら教えてくれよということだと思いますので、そういうスローガンだけを学校に押しつけても先生方としては困ってしまうだけなので、じゃ、具体的に何をどうすればいいのかということを示す意味でも、学びの多様化学校というのは必要だと思っております。ということで、学びの多様化学校については設置に向けた検討を進めていきたいと思っております。

最後ですが、ちょっと字が小さくて恐縮なので、もし画面を見られる方は拡大して見ていただければと思うんですが、最後は幼保小接続の観点のものでございます。先ほどの不登校にも関係しますけれども、西宮でもそうですが、特に小学校1・2年生の不登校というのが増えてきております。他の学年に比べての増加率というのは非常に高いという状況は以前もご説明をしたとおりです。明らかに幼児期から小学校期への移行がスムーズに進んでいない可能性がありますし、幼児期での学びの環境と小学校における学びの環境のあまりの落差の大きさになかなか子供がなじめていないということも正直あるのかなというふうに思っております。

また、もう一つは今の小学校や中学校の学習指導要領、そして幼稚園の教育要領も含めてですが、学校段階の接続というものを大変重視している教育要領になっております。今の現行の学習指導要領で大きく打ち出された一つのポイントではあるんですが、小学校、中学校、高等学校での接続というのは大分意識をされていて、先生方、また各学校における取組も進んでいるんだと思っておりますが、一番最初の接続である幼児期から小学校への接続というものがやはりまだまだ十分ではないという状況があると思っております。

単純に言いますと、小学校の先生は、当然中学校以降何を学ぶのかということ意識して授業を行いますし、中学校の先生は、小学校で何を学んできたのかを踏まえて、高校で今後何を学ぶのかも当然踏まえて授業をしています。高校も同じです。ただ、幼児期と小学校期においては、お互いがあまり十分に意識をしていない。幼児期においては、小学校以降で何を学ぶのかということが十分に意識さ

	れないまま教育・保育活動が行われている。一方で、小学校においても、幼児期に何を学んできたのかということを十分踏まえないまま、ある意味、小学校1年生から学びが始まるかのような誤解に基づいて授業が行われている。そういったことが散見されるわけでございます。 そういったものをやはり意識を変えていただく必要があるというふうに考えておりますので、現在、系統表というものを、担当の方に案という形で作っていただいております。これは小学校以降の学び、当然各教科の先生であれば必ず見たことがある系統表。よく小学校とか中学校の教科書発行会社が作っていたりするんですが、そういったものを基に、幼児期に当てはめるとどうなのかというものを今作っているものでございます。これはまだまだたたき台でございますので、今後、令和7年度から新たに幼児教育・保育センターが設立をされますので、そことしっかりと連携を取りながら、教育委員会としてもしっかりと幼児期から小学校期への学びの連続性が確保できるように、具体的にどういう内容がどうつながっているのかというものを示していきたいというふうに思っております。 先ほど申し上げましたが、スローガンだけをいっても、各学校や各園の先生方は何を具体的にどうすればいいのか分かりませんので、じゃ、小学校の学びと幼児期の学び、具体的に今やっているのは国語と算数と理科についてですが、それぞれどうやってつながっているのかというものを見て分かるようにしていきたいというふうに思っております。こういったものも検討しながら、具体的に様々な活動が行われるようにしていきたいと思いますし、また保護者などにきちんとお伝えをして、幼児期というどうしても遊んでばかりみたいなイメージがあるんですけれども、その遊びの中に意図的、計画的な学びが組み込まれているということをやはりきちんとご理解いただく必要があるのかなというふうに思っています。また一方で、幼児期における学びの重要性というものを理解していただいて、家庭教育にも生かしていただくようなものにしていければなというふうに思っております。これは現状の報告ということで、今後、我々教育委員会と先ほど申し上げた市長部局に設置されます幼児教育・保育センターと連携して進めていきたいというふうに考えております。 私からは以上でございます。何かご質問やご意見ございますでしょうか。
藤原委員	報告ありがとうございます。 まず、部活動の地域移行については、そろそろいろんな方からご意見を私も伺うんですけれども、やはり皆さん、現状の中学部活という枠組みから発想が抜け切

藤岡教育長	れていないといえますか、現状の中学部活が地域に担い手が代わるというふうな発想でいらっしゃるの、そこにやっぱりギャップがあって、混乱が生じているように思います。そこは従来の中学校部活というのがなくなってしまって新しいものができるんだという、やはりその浸透に時間がかかるんだろいうふうに思いますし、私も何か質問を受けたら、そういうふうの説明をしていくようにしております。その中で、今日の教育長の報告というのは一つ説明に役立つエビデンスというのをいただけたなと思っております。 質問なんですけれども、不登校対策の中で、今日ご説明のあった学びの多様化学校なんですけれども、この学校に来た子供たちの一日の過ごし方の具体的なイメージというのをもう少し解像度を上げてご説明いただけるとありがたいと存じますというのが1点。 もう一点は、幼児期と児童期の接続の話で、幼小の互いの意識が薄いんじゃないかというふうなご指摘があったんですけれども、やはり幼児期というのは教育機関である幼稚園に通っている子ばかりではなくて、保育園に通っている子が最近割合としても多くて、中学とか小学校、高校に比べて一律ではないというところがどうしてもあると思うんですね。その問題点に対して、小学校の先生なり、幼児期を過ごす施設の先生方は連携を図るとき、どういうことを気をつければいいとお考えなのかというところをお答えいただけるとありがたいと思います。 ありがとうございます。部活動についてはご質問ではないんですが、本当に藤原委員おっしゃるとおりでして、我々としてもあえてプレミヤという愛称をつけて、本当に新しい活動が始まるんだということをアピールしているところでございます。もちろん中学生だけで活動するものもあるでしょうけれども、やはり多世代、例えば小学校の子供たちと一緒に活動するであるとか、もしくは中学生であればある程度体も大きいので、大人と一緒に活動するであるとか、そういった中学生だけでやるんじゃない。また、先ほどアンケートでもご説明しましたが、いわゆる部活動でやっているような種目ではないもの、例えば料理であるとかダンスであるとか、そういった活動を求めている子供たちも多いわけですので、そういった中学校の部活がそっくりそのままに単純に名前を変えて地域でやるとかということじゃなくて、やはり新しい価値、新しい環境で子供たちの多様なニーズに、もしくは自主的なこういった希望をかなえられるような形で進めていきたいというふうに思っております。 ご質問でありますが、不登校に関しての学びの多様化学校のイメージなんです
-------	--

が、現在、西宮でどういうイメージなのかというのは検討中ではございますが、先行的に設置されている多様化学校においては、まず一つは、多様化学校というのは授業時間数を減らすことが可能となっております。例えば中学校であれば、1,015時間の時間を授業として使う必要があるわけですが、それを、2割から3割ぐらい減らすことが可能となっております。ですので、普通の中学校、例えば中学校であれば朝来て、3時過ぎまで授業があつて、部活があれば残るんでしょうけれども、仮に部活がない子でも、家に帰るのは4時ぐらいみたいな状況になると思うんですが、例えば1時間目と6時間目の授業がない状態で、もう少しゆっくりと学校に来てもらうとか、地域の中学校に通っている子供たちと通学時間とかがかぶらないように配慮したりとか。やはり1日6時間みっちりというとなかなかそこには難しいと思っているような子供たちも多いでしょうから、そういった子供たちに配慮した時間割をつくっていく。

また、授業の内容といたしましても、いわゆる合科的な授業というものの関連になっておりますので、きちっとこの時間は数学の時間というわけではなくて、もう少し国語的な要素もありつつ、数学的な要素もありつつみたいな授業をやるとか、もしくは例えば子供たちが自主的に探求を行うような総合的な学習の時間とかそういったものを工夫することで、いわゆるみんなが一斉に黒板のほうを向いて授業を受けるというよりも、もう少し自由進度的な、そういった授業というものを目指していけるんじゃないのかなというふうに思っております。

もちろんいろんなやり方がありますので、子供たちのニーズとかにも合わせて、また、当然やりながら変えていくということも必要だと思いますので、子供たちにとってどういう学びの形態がいいのかということも試行錯誤していくということも大事な役割なのかなと思っております。ざっとですが、そんな感じでございます。

あと、幼保小の接続に関してはご指摘のとおりでございまして、特に幼児期は、今はどこにも通っていないという子はほぼいないわけですが、やはり保育所だったり、幼稚園だったり、今であれば認定こども園だったりに大きく分けても3施設、3類型あるわけですので、さらに言えば各園における方針だったり、雰囲気だったりというのは結構大きく違っている。そういう中で、やはり小学校側の受け止めとしては、いろんなことを経験している、簡単に言えば多様な子供たちを一手に引き受けるということがあるので、なかなか苦労されているところもあるんじゃないのかなということと、ある園ではこういう経験はしているけれども、ある園ではこういう経験がないという状況の中で、全員がこれを経験して

山本委員	いるという前提で授業を始められないというご苦労もあるんだろうなというふうには正直思っております。 もちろん各園にはいろんな環境の違いもあれば、当然教育方針の違いもありますので、一律、一斉というわけにはいかないと思っておりますし、それが望ましい状況ではないと思いますが、やはり育むべき力というものは共通なものが当然ありますので、それに向けて、各幼児教育施設においてもしっかりと必要な活動をしていただく必要があるんじゃないのかなというふうには思っております。 例えば言葉の力を伸ばすにしても、やり方はいろいろあるんですけども、ただ、言葉の力を伸ばしていただく必要は当然ある。自分で健康を保てるような生活習慣を身につけたりとか、自分で考えて自分の健康を守れるようになる。いわゆる健康の領域と言われるようなことも当然必要ではあるので、どういうやり方でやるのかは各園のそれぞれのやり方、各保育士や幼稚園の先生のやり方でやっていただければいいんですけども、うちの園では健康についての学びは十分ではありませんという状況は当然あり得ませんので、やはりそういったところはきちんとやっていただく必要があるんじゃないのかなというふうには思っております。 ちょっとあまり答えになっていないのかもしれませんが。 2つあります。 1つは、クラブのことです。このアンケートの意味はやっぱり大きいという気が改めてします。厳しいことを言えば遅過ぎたと。これが実は最初に来なければ駄目だったんじゃないですかと。これがあってどうするかという話で逆になっているところはちょっと残念だなという気は正直します。 改めてこれをみると、びっくりするのはやっぱり複数したいという子がほぼ半分。それから、楽しくという子が35%。これが現実なんですよ。声なんですよ。だから、この声をどう受け止めるかということが大事で、正直なところを言いますが、中学校の先生で部活をすごく頑張っていた先生にとって、これを維持したいというのはすごく分かるんですよ。分かるんだけど、現実こういう声があって、動いてきていて、それを受け止めて、じゃ、そういう環境をどうつくるかということに移行するように考え方を変えないと。これはすごい大きいことで、そういう段階に来ているということは改めて感じました。 ですから、今後は複数したい子がこれだけ出ているということは、じゃ、そういう受皿というか環境づくりがどれだけできるのかという、そういうことを考えていかなくてはならないということを感じました。
------	---

	あと、不登校のことについてですが、先ほど教育長のほうから学びの多様化学校のことが出ました。実は私も最初、学びの多様化学校って定員が三、四十名で、そうすると何百人の不登校の子がいる中で、これがどれだけの価値を持つんだろうとずっと考えていた時期がありました。今、私が感じるのは、やはりこれは大切なものなんだということです。それはどういうことかということ、学びの多様化学校の合い言葉って、学校らしくない学校なんですよ。結構どきっとしますよね。学校の関係者として、学校らしくない学校って失礼なというふうに感じるんだけど、でも、その合い言葉は実質そうなんです。先ほど教育長から具体的な説明がありましたけれども、いろんなところがされているのを見ると、カリキュラムなんかも相当出ているんですけども、合い言葉は結構そういう感じだなという気がします。 本市の場合は、これからこういう学校をつくろうということがあります、現状に教育支援センター「あすなろ」があって、あすなろのサテライトもあって、そして校内のサポートルームがある。そうすると、そういうところと多様化学校はどう連携できるか、それはやはり考え方として、こういう考え方ですよというものがある。これは多様化学校だけじゃなくて、教育支援センターもサポートルームも全部そうなんです。もっと言えば学校そのものも学ぶところはたくさんあると思います。そんなふうに変えながら話を聞いていました。
藤岡教育長	部活動について、アンケートについては遅過ぎたのではないのかというご指摘がありました。これは本当おっしゃるとおりだと思っております。そもそも、確かに西宮で議論を始める際に子供たちの思いというものをやはりきちんと把握をしておいたほうが、その後の議論というものが、ある意味、ゴールというものも明確に定めることができたんじゃないのかなと思っておりますし、先ほど藤原委員からもご指摘があったところでありますけれども、どうしてもやはり今の中学校の部活動というもののイメージが非常に強い。非常に固定化されてしまっているところがあるのですが、ただ、それは子供たちのある意味、本音の部分というか、心の中で思っていることとはずれがあるんだということはやはり考えなきゃいけないのかなと思っております。 大人の我々としては、ややもすればある意味、決めつけをしてしまうところがあるんじゃないのかと思っております。やはり子供たちはいわゆる部活動らしい部活動を求めているんじゃないのかとか、今の中学校でやっているような活動というものが子供たちにとって望ましいのではないのかというふうに思いがちではあ

	るんですが、実際に子供たちが求めているもの、やりたい活動の内容、方針というものが異なっているということにきちんと耳を傾けるべきではないのかなというふうには思っております。 本当に遅過ぎたと言われてしまうともうおっしゃるとおりですということなんです、どういう形で整備をしていくのか、また、当然学校の先生方にも希望する方は地域で様々な活動の指導者として担っていただく必要が、必要というか、担っていただけると大変ありがたいと思っているんですが、ただ、今までの中学校部活の指導方針とかをそのまま踏襲するのではなくて、やはり地域の指導者として、もちろんサッカーや野球を教えていただくんですけども、やはりマインドを変えて子供たちの活動というものを支えていただく必要があるんじゃないのかなというふうにも思っております。しっかりとこういうアンケートをやはりエビデンスとして示しながら進めていけたらなというふうには思っております。 また、学びの多様化学校についてもご指摘をいただきました。おっしゃるとおりで、今あるあすなろとか、各学校に設置されているサポートルーム、また各学校においても、そこまでではない子供たちに対しても非常に昔に比べればはるかに子供たちの気持ちに寄り添った、ある意味、丁寧な対応を心がけていらっしゃるんだと思っておりますので、そういったことの参考にさせていただけるとありがたいと思っておりますし、やはり論より証拠ではないんですが、学校にどうしてもなかなか足が向かなかったような子供たちが、学びの多様化学校では生き生きと学んでいる。やはりそういう姿を目の当たりにすることで自分たちの学校の在り方であったり、生徒指導の在り方であったりというものをもう一回考え直していただくきっかけにさせていただけるとありがたいなと思っておりますし、逆に言えば、そういった実例を目の当たりにしないとなかなか人って変わらないんじゃないのかなというふうにも思っておりますので、先ほどの部活動と同じですね。固有の意識というか固定観念というものはなかなか変えられないので、ただ、一番それを変えるのは子供たちの姿だと思っておりますし、先生方は大人から何を言われてもなかなか自分のマインドというのは変わりにくいし、変えないんだと思いますが、子供たちの姿を見ると結構素直に受け止めて、改めるところを結構改める。すごくそういう素地というか、そういうマインドは非常に強い方々なのかなと思っておりますので、部活動にしても、多様化学校にしても何か考えを変えるきっかけになつてもらえるといいのかなというふうにも思っております。
橋本委員	私は部活動と幼保小接続、2点あるんですけども、よろしいですか。

部活動に関しては本当にこのデータを出してくださって、私も本当に子供にとってどうなのかというところが見えてくるデータなので、分かるなと思ったので見ておりました。

意見なんですけれども、非常に先ほどから意識を変えるということの難しさをおっしゃっていますけれども、この部活動の移行というのが、1つの活動に専念する児童・生徒もおれば、複数選択する児童・生徒もいるというところで、それも子供が選択することになっていくのかなというふうに感じました。

そして、複数の活動を経験する子供たちというのは、やはり学校の学習以外にいろいろ経験することの中で、自分の適性に合っているものは何なのかということを選んでいく、そういう機会になるのかなというふうに思いましたので、とてもその意味ではポジティブなものになるんじゃないかなというふうに思いました。

すみません、感想のようになりましたけれども。

それから、幼保小接続なんですけれども、これは初めて拝見しまして、ちょっとざっとしか拝見していないんですけれども、非常に接続を考える上で貴重な資料だなというふうに思います。というのが、やっぱり幼児期はどうしても5領域と幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を総合的に育つという、そういう方向性で教育を考えているので、それが各教科の学びにどうつながっていくかというところが具体的に示されていないと思うんですね。ですから、これを見たときに、いや、この遊びの中ではもっといろんなものが育っているというふうにおっしゃる先生もおられるかもしれないんですけれども、このように具体的な経験の中のこの学びが小学校以降のこの学びにつながっていると系統的に示してくださるというのは、幼児教育の先生方と小学校の先生方の共通理解を進める上でとても有効な資料になるんじゃないかなというふうに思います。

そして、先ほど教育長が保護者の方もおっしゃったんですけれども、それもすごく重要な点だと思っていまして、実は先日、卒業論文で保護者に幼児期の学びについてインタビューした学生がいて、幼児期の学びはとてもすてきですばらしいんだけど、それはそれ、これはこれとおっしゃる。結局小学校の学びとは違いますよねというふうな意見をおっしゃっていた保護者の方がいらしたということで、やっぱり保護者の中でも接続の問題というのは大きいんだなというふうに思いました。なので、こういうふうに具体的に、幼児期のこの学びがこうつながっているというふうに系統的に示してくださるというのは非常にこれから活用していく上でとても貴重な資料になるんじゃないかなと思います。

そこで質問なんですけれども、これを作成されまして、どのように活用されるか

藤岡教育長	ということをある程度想定して作成されると思うんですけども、今後どのように活用されるのかというところを現時点で分かっていることがあれば教えていただきたいと思います。お願いします。 部活動については、本当にいろんなものを選択できるようにしていきたいと思っておりますし、また学校の学習以外で多様な活動をしていくということは、やはり子供たちの適性であったりとか、場合によっては例えば将来の目標とか、そういったものを見つける上ではすごく有効なことなのかなと思っております。もちろん文化やスポーツ活動というものも前提になるんですけども、例えば地域での活動であったり、ボランティア活動だったり、そういったあまり部活とはちょっと関係のないところでの活動というものも当然想定されるのかと思っていますので、いわゆる部活動でやっているような活動以外の活動というものもやはり Premi やクラブに登録をしていただいて、子供たちと一緒に活動ができるようなものにしていけるといいなというふうにも思っております。 あと、もう一つ、幼保小接続についてなんですが、これをどのように今後活用していくのかということなんですが、一応今想定しているのは、令和7年度にかけて幼児期の先生方、保育所や幼稚園の先生方と小学校の先生方とが一緒になって、今お示ししているのはある意味、たたき台です。ただ、たたき台にしては大変すごく、私も最初見たとき、すごく立派なものできたなと。担当の方には本当に感謝したいなと思っているんですが、これをブラッシュアップさせて、また、これだけでは分かりにくいところも現場の先生にとってはあると思いますので、どういうことに留意をして活動すべきなのかとか、例えば具体的にどういう声かけをしたいとか、どういう環境の構成をしていくのかみたいなのところも含めてお示しできればいいのかなと思っておりますが、そういったものができたら、各小学校や各幼児教育施設には当然周知をしたいと思っておりますし、また、できれば保護者の方にも周知をできるというふうにも思っております。 保護者の方でも、当然とても熱心な方もいるとは思いますが、ただ、熱心であるからといって十分にご理解いただいているかどうかというのは、またそれは別の話。先ほどインタビューの例を挙げいただきましたが、そういうこともあるので、やはりきちんと接続というか連続性があるということを具体的にご理解いただくということがとても大切なことなのかなというふうにも思っております。 以上です。 よろしいでしょうか。
-------	--

青少年育成課長	では、次の議題に移りたいと思います。 これから審議に入ります。 一般報告 1 「令和 7 年西宮市二十歳のつどい実施結果について」を議題といたします。 青少年育成課長、お願いいたします。 1 月 1 3 日月曜日に開催しました令和 7 年西宮市二十歳のつどいの実施結果についてご報告いたします。 教育委員の皆様方も、お忙しい中、式典にご出席いただきまして誠にありがとうございました。 それでは、本日の配付資料に沿って実施結果を報告いたします。 1 の開催日程ですが、1 1 時半から参加者が次第に集まり始め、当初の予定どおり 1 2 時より参加者の入場を開始いたしました。定刻の 1 3 時に式典を開始し、1 3 時 3 0 分に終了いたしました。参加者の様子ですが、式典の 1 0 分前には多くの参加者が入場し、式典開始時刻にはほぼ全ての参加者が入場しておりました。今年度より実施いたしました協賛広告のオーロラビジョン掲載を式典前と式典後に行い、式典前には 6 口以上の広告主 1 9 社の読み上げを行いました。式典では、阪神淡路大震災 3 0 年の節目として黙禱を行いました。他の実施内容は記載のとおりです。 今年度は、球場工事の関係で使用できる敷地が例年より狭かったため、球場敷地内に滞留すると通行人の大きな妨げになることから、式典終了後は駅前までのルートを確認し、滞留を抑え、スムーズに駅前広場まで安全に誘導いたしました。警備員や球場スタッフ、応援職員による働きかけにより、1 4 時 5 0 分には 4 3 号線の交通規制を解除いたしました。 資料に戻りまして、2、参加人数、参加率でございますが、参加人数は 3, 4 7 8 人、参加率は 6 5. 8 %になります。昨年は、参加者が 3, 6 4 0 人、参加率は 6 9. 2 %でしたので、参加人数、参加率ともに昨年より減少しています。 次の 3、参加者アンケートになりますが、3 4 件の回答をいただいています。アンケート結果につきましては、2 ページをご覧ください。 設問 1、参加動機は、同級生・友人に会えることが最大の理由となっております。 設問 2 の甲子園球場での開催につきましては、大変満足とやや満足の合計が 7 9 %になり、昨年度よりも 7 %減少しています。 3 ページにまいりまして、設問 5、式典全体の感想ですが、大変満足とやや満足
---------	--

	の合計が82%となり、こちらも昨年より2%減少しています。全体的な満足度の低下の原因につきましては、昨年は甲子園球場100周年で実施いたしました阪神タイガースの選手のビデオメッセージがございましたが、今回はそういった有名人のサプライズ企画がなかったため、残念に思われた方が多かったのではないかと推察いたします。 最後の自由記載欄には、参加者からいただいたご意見を原文の状態で掲載しております。 1ページに戻りまして、4、来賓出席者数は23名でした。内訳は記載のとおりです。 最後に5、その他報告事項でございますが、会場内、場外を含めましてけんかなど暴力行為やトラブル等の発生はなく、けがや体調不良による救護室の利用はゼロ名でした。
藤岡教育長	説明は終わりました。 本件にご意見、ご質問はありますでしょうか。よろしいですか。 なければ、一般報告1を終了いたします。 一般報告2「学習指導要領に基づく教育課程の効果的で効率的な編成について」を議題といたします。 学校教育課長、お願いいたします。
学校教育課長	一般報告2についてご説明をさせていただきます。 資料のほうには、「学習指導要領に基づく教育課程の効果的で効率的な編成について」、これまでの数年にわたる教育課程検討委員会での教育課程編成に係る検討内容等を記しております。教育課程検討委員会とは、小学校、それから義務教育学校を含む中学校の代表校長・教頭各1名、小学校・中学校教諭各3名、学校教育課長をもって構成され、小・中学校の学習指導要領に基づく教育課程の効果的で効率的な編成について検討を行う組織でございます。 では、資料をご覧ください。 まず、1、趣旨及び2、経緯についてご説明をさせていただきます。令和2年度から実施された学習指導要領により、小学校、義務教育学校(前期課程)では授業時数が増加していることに加え、近年の異常気象による警報発令や感染症等による臨時休業により、市立学校においては授業時数の確保が困難な状況にありました。また、学校が抱える課題は多様化、複雑化しており、その対応等、教職員の

業務は多忙化を極めていました。

そのような中、本市が志す西宮教育の実現に向け、適正な教育課程を編成し、教育活動を推進することが課題となりました。そこで、令和元年度より全市的な行事や教育委員会が主催する担当者会や各種委員会の見直し及び精選に取り組み、令和 2 年度からは 3 年間で試行期間とし、夏季休業日の最終 2 日間を授業日とすること、3 学期の始業を 1 月 7 日として長期休業日の短縮を実施しました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、試行の効果の十分な検証ができていない、長期休業短縮で生まれた時間の活用が試行できていないなどの理由から、令和 3 年度から令和 4 年度にかけて設置された教育課程検討委員会では、長期休業日の短縮の試行期間を令和 7 年度まで延長することとしました。加えて、新年度の児童・生徒の入学や進級に備えるに当たり、年によっては春季休業日が短期間となることが教職員に逼迫感を生み出し、その結果として、児童・生徒を受け入れる十分な体制が整わない可能性があることが課題として挙げられました。

これを受け、令和 5 年度の教育課程検討委員会では、新年度の児童・生徒の受入れ体制を整えるという観点から、令和 6 年度より春季休業の期間を 2 日延ばすことを試行内容に追加することとしました。

令和 6 年度の教育課程検討委員会では、これまでの試行内容の結果を検証、協議を経て、令和 8 年度以降は本格的に実施することが望ましいという方向が示されました。

2 ページにございます 4、実施内容のほうをご覧ください。

先ほど申し上げましたように、令和 8 年度より試行として行ってまいりました次の 5 点を本格的に実施してまいります。

(1) 全市的な行事、教育委員会主催の担当者会や各種研修会を見直し、精選を図る。

(2) 長期休業日を短縮し、授業日とする。夏季休業の最終 2 日間を授業日とする。3 学期の始業を 1 月 7 日とする。

(3) 春季休業日の延長をする。春季休業日を 2 日間延長し、1 学期始業式を 4 月 9 日とする。

(4) 中学校・義務教育学校（後期課程）の卒業式を 3 月の兵庫県公立高等学校入学者選抜学力検査日の土・日曜日を含まない 2 日後に計画する。

(5) 平日にゆとりを持って運営する視点から、中学校・義務教育学校（後期課程）は週 28 こまの実現を目指す。

	最後に、5、補足をご覧ください。 (1) 令和 7 年度（2025 年度）も教育課程検討委員会を設置し、学習指導要領に基づく教育課程の効果的で効率的な編成について検討を継続いたします。 (2) 4 の（2）（3）の試行の実施に伴う西宮市立の学校の管理運営に関する規則の改正は令和 7 年度に行うこととします。
藤岡教育長	説明は終わりました。 本件にご意見、ご質問はありますでしょうか。
山本委員	2 つあります。 1 つは質問です。実施内容の 5 項目めですが、中学校、義務教育学校（後期課程）は週 28 こまの実現を目指すというふうに書いてらっしゃいます。今は普通でというか、計算すれば多分 29 こまになりますね。そうすると現状で、28 こまで実施している中学校は大体で構いませんが、どれぐらいあるんでしょうかということがまず一つです。
藤岡教育長	学校教育課長。
学校教育課長	現在、隔週で週 29 こまを実施しており、28 こまの実施に向けて検討を行っているところでございます。
山本委員	朝時間とか何か設定しているということですか。
学校教育課長	はい、学習タイムなどを含めて。
山本委員	それはカウントしているんですか。
学校教育課長	はい、カウントしております。
山本委員	それで 28 こまでということですか。
学校教育課長	今後 28 こまを目指して検討していくということになります。

山本委員	それとあと 1 つです。これは要望的なことですが、これからも教育課程検討委員会を設置するということなんですが、先ほどの中学校の部活の移行ということと相まって、最終下校をどうするかということが一つ大きな課題となってくると。そうすると多分上げていかないと駄目じゃないかなという気がして。そうすると、それに伴って教育課程全体をどうするんだということがかなり大きな検討課題になるので、そのあたりのことも具体的にぜひとも検討をされたらどうかというふうに思います。
藤岡教育長	学校教育課長。
学校教育課長	今まさにご指摘をいただいたところが 1 月 15 日に第 3 回の教育課程検討委員会をもちましたときに、話題として上りまして協議をしたところでございます。ありがとうございます。今後も協議を続けてまいります。
藤岡教育長	ほかにございますでしょうか。 藤原委員。
藤原委員	1 点だけ、実施内容の 4 番なんですが、高校入試の日が卒業式後になるというのは、この 3 月で実施されているんじゃないでしょうかというのが確認です。
藤岡教育長	学校教育課長。
学校教育課長	現在、試行期間として実施しておりますことを令和 8 年度より、管理運営規則の中で規則として定めていきたいと考えております。
藤原委員	そういうことですね。分かりました。ありがとうございます。
藤岡教育長	ほかにはよろしいですか。 では、説明は終わりました。以上でございます。 なければ、一般報告 2 を終了いたします。 では、続きまして、報告第 10 号「学校歯科医の解嘱及び委嘱の件」を議題いたします。 学校保健安全課長、お願いいたします。

学校保健安全課長	「学校歯科医の解嘱及び委嘱の件」につきまして、お手元の資料、報告第 10 号をご覧ください。 上ヶ原小学校の学校歯科医につきましては、令和 7 年 1 月 21 日にお亡くなりになりました。学校歯科医の推薦を依頼している西宮市歯科医師会では速やかに後任の学校歯科医を推薦し、教育委員会では歯科医師会の推薦に基づき、お亡くなりになられた学校歯科医については、死亡日である令和 7 年 1 月 21 日付で解嘱し、併せて、後任の学校歯科医師については令和 7 年 2 月 1 日付で委嘱することを教育長の臨時代理により令和 7 年 2 月 1 日に決定しましたので、報告いたします。 以上、ご審議をよろしくお願いいたします。
藤岡教育長	説明は終わりました。 これより質疑、討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありますでしょうか。よろしいですか。 なければ、採決に入ります。 報告第 10 号については、これを承認してよろしいでしょうか。 (異議なし)
藤岡教育長	では、ご異議なしと認め、承認することといたします。 続きまして、議案第 48 号「西宮市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」を議題といたします。 地域学校協働課長、お願いします。
地域学校協働課長	議案第 48 号「西宮市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」についてご説明いたします。 改正点といたしましては 2 点ございます。1 点目が教頭の委員任命について、2 点目が委員の任期についてです。 まず、1 点目の教頭の学校運営協議会の委員任命につきましてご説明いたします。 お手元の資料、新旧対照表をご覧ください。 現行におきましては、教頭は第 9 条第 2 項の対象学校の教職員に含まれております。しかしながら、全校で教頭が委員に任命されている状況であり、また、教頭

	は校長に事故があるときはその職務を代理、代行する職であることから、教頭が必ず委員として任命されるよう、委員の選出区分に教頭を加えるものです。 あわせて、教頭がその職への着任と同時に委員に推薦されたものとみなし、転任または退職したときは、教育委員会は校長からの解任届の提出なしに委員を解任することができるよう、第 9 条第 3 項及び第 18 条第 1 項第 3 号を改めるものです。 次に、2 点目の委員の任期についてご説明いたします。現行の委員の任期は最大 2 年としておりますが、委員に任命された時期によって任期満了となる時期が各学校運営協議会の委員ごとに異なっており、委員の更新手続が非常に煩雑となっております。そのため、各学校運営協議会委員の任期満了の時期が同時期となるよう委員の任期を調整し、もって事務の効率化を図るため、通常翌年度の末日までとする任期の規定はそのままに、必要な場合はこれを当年度までとすることができるようにすることで個別の任期調整ができるように、第 11 条を改めるものです。 あわせて、校長及び教頭はその職にある間は委員に必ず含まれるよう、委員としての任命期間と在職期間を一致させるよう、第 11 条に第 2 項を加えるものです。 説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
藤岡教育長	説明は終わりました。 これより質疑、討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありますでしょうか。よろしいですか。 では、なければ採決に入ります。 議案第 48 号については原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし)
藤岡教育長	ご異議がないようですので、可決することといたします。 続きまして、議案第 49 号「西宮市いじめ防止等対策委員会委員委嘱の件」を議題といたします。 学校保健安全課長、お願いいたします。
学校保健安全課	「西宮市いじめ防止等対策委員会委員委嘱の件」につきまして、お手元の資料、

長	議案第 4 9 号をご覧ください。 西宮市いじめ防止等対策委員会委員の任期が令和 7 年 1 月 3 1 日をもって満了することに伴い、委員のうち 5 名はご了承いただき、引き続き委員をお務めいただきます。このたびの任期は、令和 7 年 2 月 6 日から令和 9 年 1 月 3 1 日までの 2 年間となります。 なお、関西学院大学、丹羽教授については任期満了のため、現在、次期候補をご推薦いただくよう依頼しております。 また、大阪弁護士会、葉野弁護士については、ご自身のご事情でこのたび委員を辞退されたため、現在、次期候補をご推薦いただき、調整中でございます。 委員につきましては、資料 2 枚目の新旧対照名簿をご覧ください。 以上、ご審議よろしくお願いいたします。
藤岡教育長	説明は終わりました。 これより質疑、討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありますでしょうか。よろしいですか。 なければ採決に入ります。 議案第 4 9 号については原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし)
藤岡教育長	では、ご異議がないようですので、可決することといたします。 では、これより非公開案件に移ります。 議案第 5 0 号「西宮市立公民館条例の一部を改正する条例制定に関する意見決定の件」を議題といたします。 生涯学習企画課担当課長、お願いいたします。
生涯学習企画課担当課長	議案第 5 0 号「西宮市立公民館条例の一部を改正する条例制定に関する意見決定の件」についてご説明をいたします。 資料の 3 ページをご覧ください。 西宮市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に基づき、西宮市長は公民館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行しております。 現在、建て替えのために休館をしております越木岩公民館は、隣接する図書館などを複合し、新たな地域拠点施設（仮称）越木岩センターとして整備予定である

ため、令和 7 年 3 月西宮市議会の定例議会において西宮市立公民館条例の一部を改正し、本条例の公布の日をもって越木岩公民館を廃止する予定でございます。つきましては、社会教育法第 8 条の 2 第 1 項の規定及び社会教育法に基づく特定事務を定める規則第 2 条第 1 号の規定に基づき、教育委員会のご意見をお伺いするものでございます。

次に、資料の 4 ページをご覧ください。

公民館条例の新旧対照表でございます。こちら左が変更前、右が変更後でございます。第 2 条及び別表の「越木岩公民館」の記載をそれぞれ削除するものでございます。なお、本条例改正は 5 ページに記載のとおり、公布の日から施行するものでございます。

公民館を廃止した後、建て替え後の越木岩公民館につきましては、複合施設として新たな越木岩センター条例を制定する予定でございまして、公民館条例の改正と併せて、令和 7 年 3 月、同じ定例議会においてお諮りする予定でございます。ご参考までに、越木岩センター条例の概要などにつきまして、以降、説明をさせていただきます。

資料の 6 ページをご覧ください。

こちら越木岩センターは同一敷地内にございました越木岩公民館、中央図書館越木岩分室、消防分団車庫の 3 つの建物を合築し、新たな複合施設として整備を進めております。

まず、越木岩センターの外観のこちらはイメージ図でございます。

次に、フロア構成は記載のとおりでございまして、3 階建ての建物で、1 階に貸室や共用スペース、2 階に図書館や貸室、共用スペース、3 階には多目的ホール、屋外には 1 2 台の駐車スペースを備えた複合施設となる予定でございます。

次に、整備のスケジュールについて、現在、既存施設の解体工事中でございます。開館時期は当初、令和 8 年夏頃を予定しておりましたが、少し工期が変更となる予定でございまして、令和 8 年の秋頃の開館を目指してございます。

基本コンセプトは記載のとおり、生涯学習の取組をきっかけに地域活動への主体的な参画や地域づくりにつながる学びと活動の好循環を実現する仕組みを備えた施設を目指したいと考えております。

続いて、資料 7 ページをご覧ください。

条例制定の趣旨ですが、越木岩センターの設置に当たり必要事項を定めるというものでございます。この条例の施行に伴い、越木岩公民館を廃止し、より自由度の高い施設へ移行したいというふうに考えてございます。

以降、資料、越木岩センターをセンターと表記してございます。

次に、2 番、条例の概要についてご説明いたします。

(1) 施設名称は西宮市越木岩センターといたします。これまでの仮称を取った形でございます。

次に、(2) 施設構成は、旧公民館部分、いわゆるこれが貸室の部分ですね。こちら旧公民館部分をコミュニティプラザという名称で定義をしております、このコミュニティプラザ及び西宮市立越木岩センター図書館として、駐車場はコミュニティプラザに付属する施設としております。

次に 3 番、センターが進めていく事業を具体的に 3 つ挙げてございます。センターを管理する指定管理者と市の社会福祉協議会が連携して事業を進めていく予定にしております。

次に、(4) 開館時間、(5) 休館日、こちらは記載のとおりでございます。これまでの公民館、図書館分室と比較して、表の左が変更前、右が変更後でございます。

続いて、8 ページをご覧ください。

(6) センターの管理運営は、指定管理者に行わせるものとしております。これまで公民館は市職員が管理運営を行っていましたが、今後は指定管理者に担っていただくことを予定しております。

続いて、ア、指定管理の概要、こちら表にまとめております。指定管理者が行う業務は、先ほど 3 番で説明をしましたセンターの事業内容を含む管理運営全般となります。具体的には図書館及び貸室の管理運営、施設を活用した地域支援に関する業務、施設及び設備の維持管理の業務となっております。

次に、イ、施設の使用料の取扱いについて、こちらのほうに記載しております。

続いて、9 ページをご覧ください。

7、料金設定の考え方についてご説明します。コミュニティプラザ—こちら貸室の部分ですね—の使用料は、これまでの越木岩公民館の使用料から急激な上昇とならないように、公民館の使用料の改定を本年度行っておるんですけども、本年度行った公民館の使用料改定時の単価を用いて算定してございます。

駐車場は利用料金制を導入することから、市が上限額を設定し、指定管理者があらかじめ市の承認を得て金額を設定するということになります。

この利用料金制ですけども、すみません、1 枚ページを 8 ページのほうに戻っていただきまして、8 ページの一番下に米印で利用料金制ということで、こちら公の施設の使用料を指定管理者の収入とすることができる制度でございまして、

	指定管理者のインセンティブを高め、経営努力を促すとともに、地方公共団体、市のほうにも会計事務等の効率化が図れるという、そういった制度でございます。駐車場についてはこちらの制度を導入する予定でございます。 次に、8、使用料及び利用料金の額については、条例に規定するコミュニティプラザ使用料と駐車場の上限の金額をそれぞれ記載してございます。 コミュニティプラザ使用料は、市外の方の利用の場合は表記載の倍額とし、また、入場料・受講料などを徴収するような営利目的の利用の場合も倍額としております。よって、市外利用かつ営利利用の場合は表記載の額の4倍ということになります。 なお、駐車場は、センター開館時間中は本の貸出し・返却手続などそういった来館を考慮し、最初の30分間を無料としております。 次に(9)、こちらで条例の施行日のほうを記載しております。 こちら越木岩センター条例の概要の説明は以上でございます。 なお、本件公民館条例の改正案、越木岩センター条例どちらも市議会に提出するまでに一部、その趣旨を損なわない範囲で法制面における技術的な字句の修正が行われる場合がありますので、恐れ入りますが、この点もお含みいただき、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。
藤岡教育長	説明は終わりました。 これより質疑、討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありますか。 藤原委員。
藤原委員	以前の定例会でちょっと話題に出たことだと思うんですけども、現在の公民館一般の使い勝手の悪さというのが言われていまして、その理由の一つに2か月前にならないと予約ができないということがございます。2か月前にならないと予約ができないと、つまり2か月以上の計画を持った活動が地域団体においてできないということがあります。今般、新たに西宮市越木岩センター条例が制定されるに当たって、いろいろ予約の方法とかここに連ねられるかと思っておりますけれども、そこで何か月前に予約をしなくてはいけないというようなところが条例の中で盛り込まれるのか、あるいは規則に外出しされるのか。もしもそれらが指定されないというのであれば、指定管理者の裁量に任せられるということでよいのかという点、お答えをお願いします。

藤岡教育長	よろしくお願いします。
生涯学習企画課 担当課長	1 1 月に一般報告のご報告させていただいた際に同種のご質問をいただいたかと思ひます。越木岩センターで現在想定しております予約の方法ですが、基本的な予約については 2 か月前ということで、今の公民館と変わりはありません。 ただ、利用にそれなりの集客を求めるようなイベントですとか、周知に時間を要するようなものについては、まだ最終決定に至っていませんが、一定の条件の下に 6 か月もしくは 1 年前から随時の予約を取っていただけるような形で調整をしたいというふうに考えています。 あわせて、年間の定期利用についても、今も公民館のほうでは 1 年間のうち同じ曜日、同じ時間、同じ利用内容であれば一定条件のもと年間を通じて押さえることができるという制度があるんですけども、今回の越木岩センターの整備についてはそういった条件は一旦廃止をさせていただいて、希望する方がもちろん多数になれば抽選ということにはなるんですけども、そういった形での運用の改善をしていきたいというふうに考えています。 2 点目のこちらが条例、規則に何か定められるのかという点については、こちらは特に個別、具体の記載が条例、規則に定めるわけではございませんので、別途要綱なり、別の内部の規約のほうで定めるということになります。
藤岡教育長	藤原委員。
藤原委員	私としては 2 か月前を原則にするのではなくて、例えば 6 か月前を原則にすればいいのかなと。弊害としてはドタキャンの可能性というご指摘があったかと思うんですけども、それは例えばあらかじめ費用をお預かりすることで回避するであるとか、2 か月前でもドタキャンする人はするわけなので、あまり合理的な理由になっていないのかなというふうに感じた次第です。 おっしゃるように、条例とか規則で定めないということは、指定管理者がその運用面において自らの裁量で、例えば 6 か月前から予約を受け付けることにしましたというふうなことをすることは可能という理解でいいんですか。
藤岡教育長	お願いします。

生涯学習企画課 担当課長	指定管理者が指定管理者の判断だけをもってそういったことができるということ はできないというふうに認識をしております。
藤岡教育長	よろしいですか。 山本委員。
山本委員	これも前にも言ったんですけれども、越木岩センターのインターネットの環境と いうのはどういう形になるんですか。
藤岡教育長	お願いします。
生涯学習企画課 担当課長	インターネットの予約の方法ということでよろしいですか。インターネットから の予約の仕組みという趣旨でしょうか。
山本委員	ということではなくて、地域の方が集いますよね。パソコンを開けますよね。そ れでインターネットももちろんそこで使いたいと。そういう場合インターネット 環境はどのような形になるんですか。
生涯学習企画課 担当課長	各階にWi-Fiの整備を予定していますので、一定時間で途切れるということ にはなろうかと思いますが、各階でWi-Fi環境はご用意しているという形で す。
山本委員	そうすると基本的に全ての部屋で使えるというふうに考えていいですか。
生涯学習企画課 担当課長	現実的には建物の関係で電波が悪いというところはあるらしいんですけれども、 現状ではそういった予定をしています。
山本委員	分かりました。
藤岡教育長	よろしいですか。
山本委員	はい、結構です。

藤岡教育長	ほかにご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。 では、なければ採決に入ります。 議案第 5 0 号については原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし)
藤岡教育長	では、ご異議がないようですので、可決することといたします。 議案第 5 1 号「令和 6 年度西宮市一般会計補正予算（第 1 1 号）（3 月定例会教育委員会所管分）に関する意見決定の件」を議題といたします。 教育総務課長、お願いします。
教育総務課長	議案第 5 1 号「令和 6 年度西宮市一般会計補正予算（第 1 1 号）（3 月定例会教育委員会所管分）に関する意見決定の件」につきまして、ご説明いたします。 資料の 3 ページ、第 1 表、歳入歳出予算補正をご覧ください。 上の表は歳入予算で、一番下の合計欄 7, 9 4 0 万 7, 0 0 0 円を減額し、補正後の額を 3 5 億 6, 4 4 9 万 1, 0 0 0 円とするものです。 下の表は歳出予算です。歳出予算につきましては補正を行いません。 次に、資料の 4 ページをご覧ください。 第 3 表、歳入補正予算の明細になっております。款 6 5 繰入金につきまして、1 2 月補正予算で食材価格の高騰による食料費の増額分について、学校給食費基金の取崩しで対応することとしていましたが、国が新たに追加した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することに伴い、学校給食費繰入金を 7, 9 4 0 万 7, 0 0 0 円減額するものです。 説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
藤岡教育長	説明は終わりました。 これより質疑、討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいですか。 なければ採決に入ります。 議案第 5 1 号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし)

藤岡教育長	ご異議がないようですので、可決することといたします。 議案第 5 2 号「令和 7 年度西宮市一般会計予算（教育委員会所管分）に関する意見決定の件」を議題といたします。 教育総務課長。
教育総務課長	議案第 5 2 号「令和 7 年度西宮市一般会計予算（教育委員会所管分）に関する意見決定の件」につきまして、ご説明いたします。 資料の 1 ページ、歳入歳出款項別構成表をご覧ください。 これは教育委員会が所管する歳入歳出予算の款項別の構成表となっております。 左の表が歳入予算で、右の表が歳出予算です。 まず、歳出予算からご説明いたします。 次の 2 ページ、歳出予算総括表の上から 2 行目、教育委員会所管分の合計欄をご覧ください。 令和 7 年度の予算額は 2 3 6 億 1, 2 4 2 万 3, 0 0 0 円で、前年度に比べ 5 億 1, 0 0 9 万 9, 0 0 0 円、率にして 2. 1 % の減となっております。一般会計に占める教育委員会所管分の構成比は 1 0. 6 % で、前年度から 1. 3 ポイントの減となっています。 次の 3 ページには、教育委員会所管分当初予算の平成 2 7 年度以降の推移を表にまとめております。 次に、少しページが飛びますが、6 ページをご覧ください。 6 ページから 1 3 ページにかけては、歳出予算対前年度比較として、予算事業ごとに前年度当初予算との比較と主な増減理由等を記載しております。この中から増減の大きいもの、制度変更や市民生活に影響があるものを中心にご説明させていただきます。 まず、6 ページをご覧ください。 上から 2 番目、款 5 0 教育費、項 0 5 教育総務費、目 1 0 事務局費の職員の給与費につきましては、正規職員の退職に伴い、会計年度任用職員の用務員を増員することにより報酬等が増額となるものの、地方公務員の定年年齢の段階的な引上げに伴い、令和 7 年度は定年退職者がいないことによる退職手当の減額などにより 4 億 2, 8 4 3 万 8, 0 0 0 円の減額となっております。 その 4 つ下、施設管理関係事務経費につきましては、令和 6 年度に見直しを行った西宮市学校施設長寿命化計画の改定支援業務の完了に伴う委託料など 2, 0 8 4 万 3, 0 0 0 円の減額となっております。

その下、学校跡施設管理事業経費につきましては、浜脇幼稚園、南甲子園幼稚園の閉園に伴う産業廃棄物運搬委託料など 1, 4 7 8 万 2, 0 0 0 円の増額となっております。

その下、人事給与関係事務経費につきましては、正規職員の退職に伴い、会計年度任用職員の学校の教育事務を増員することによる報酬等及び事務処理の効率化を目的に教員の出勤簿、休暇申請等を電子化するサービス管理システムの構築に伴うシステム改修委託料など 5, 5 8 5 万 9, 0 0 0 円の増額となっております。

次の 7 ページをご覧ください。

上から 2 番目、目 1 5 教育振興費、奨学事業経費につきましては、新規募集の終了に伴い、大学貸付奨学金が減額となるものの、ふるさと納税を活用した私立高等学校入学給付金の創設などにより 1 9 7 万 1, 0 0 0 円の増額となっております。

その 4 つ下、目 2 0 教育指導費、特別支援教育事業経費につきましては、対象児童・生徒数の減に伴い、医療的ケア支援事業等委託料が減額となるものの、より適正な医療的ケアの実施体制を構築するため、新たに指導的立場の看護師を教育委員会事務局に 2 名配置することに伴い、会計年度任用職員報酬等が増額となることなどにより 7 3 9 万 5, 0 0 0 円の増額となっております。

その 2 つ下、不登校児童生徒支援事業経費につきましては、兵庫県の補助金の拡充に合わせて、校内サポートルームで支援等を行う居場所サポーターの配置を拡充することなどにより 1 7 9 万 1, 0 0 0 円の増額となっております。

同じページの一番下、目 3 0 総合教育センター費、学校情報化推進事業経費につきましては、校務用パソコンの更新に合わせた校務系、教育系の 2 系統のシステムの統合、中学校パソコン教室用の情報機器等の更新において国の補助金を有効に活用するためにプログラミング教材利用料を前金払いすること、学校ネットワークアセスメント調査の実施などにより 9, 7 9 4 万 8, 0 0 0 円の増額となっております。

次の 8 ページをご覧ください。

一番上、国際教育事業経費につきましては、外国語指導助手について、会計年度任用職員の退職に伴い、委託に切り替えることにより報酬等と委託料が差引きで減額となるものの、教育振興基金を活用した I C T による国際交流事業の実施に伴う委託料の増額などにより 2 7 3 万円の増額となります。

その下、研究・研修事業経費につきましては、市の学力調査の実施方法の見直しによる委託料など 8 4 9 万 3, 0 0 0 円の減額となります。

	その3つ下、項10小学校費、目05学校管理費、小学校管理運営事務経費につきましては、小学校教科用図書の採択に伴う指導書の整備完了による消耗品費及び児童数の減に伴う学校配分経費の減額など1,821万6,000円の減額となっております。 その下、小学校維持管理事業経費につきましては、学校施設包括管理業務委託の導入に伴うマネジメント経費などが増額となるものの、電気・ガス料金単価の見込みの減額に伴う電気・ガス使用料の減額などにより2,011万6,000円の減額となっております。 一番下、目10教育振興費、小学校体験活動事業経費につきましては、自然学校指導補助員の配置方法の見直しにより謝金が減額となるものの、貸切りバスの単価増に伴う体験活動事業委託料の増額などにより789万9,000円の増額となっております。 次の9ページをご覧ください。 一番上、目15学校整備費、安井小学校教育環境整備事業費につきましては、事業完了に伴い、皆減となっております。 その下、小学校施設整備事業費につきましては、学校施設の安全性の確保と機能向上を図るため、西宮市学校施設長寿命化計画に基づき、各種工事を実施するとともに、トイレの部分改修及び洋式便器化を6校27か所、体育館への空調設備設置工事を11校、照明設備LED化工事を4校で実施いたしますが、事業の進捗により4億4,305万6,000円の減額となっております。 その3つ下、項15中学校費、目05学校管理費、中学校管理運営事務経費につきましては、中学校教科用図書の採択に伴う指導書の整備完了による消耗品費及び生徒数の減に伴う学校配分経費の減額など5,626万1,000円の減額となっております。 その下、中学校維持管理事業経費につきましては、電気・ガス料金単価の見込みの減額に伴い、電気・ガス料金が減額となるものの、学校施設包括管理業務委託の導入に伴うマネジメント経費などの増額などにより2,892万円の増額となっております。 その下、中学校教室不足対策事業経費につきましては、令和6年度に仮設校舎を買収したことによる仮設校舎買収費の皆減及び再リース開始に伴う仮設校舎借上料の減額などにより2,154万3,000円の減額となっております。 一番下、目10教育振興費、中学校学習指導推進事業経費につきましては、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に伴う会計年度任
--	---

用職員の増員による報酬や実証事業の実施による指導者謝金、文化・芸術系の地域クラブ登録に向けた支援業務委託料及び中学校部活動地域移行推進事業補助金の創設などにより 6, 0 5 1 万 7, 0 0 0 円の増額となっております。

次の 1 0 ページをご覧ください。

一番上、中学校就学奨励助成事業経費につきましては、学校給食費の改定及び修学旅行費の増額に伴う就学奨励金など 1, 7 3 3 万 5, 0 0 0 円の増額となっております。

その 2 つ下、目 1 5 学校整備費、瓦木中学校教育環境整備事業費につきましては、事業の進捗に伴い、8 億 5, 5 1 8 万 9, 0 0 0 円の減額となっております。

その下、中学校施設整備事業費につきましては、小学校と同様に西宮市学校施設長寿命化計画に基づき、各種工事を実施するとともに、トイレの部分改修や洋式便器化を 6 校 2 2 か所、照明設備 L E D 化工事を 4 校で実施いたしますが、事業費全体は苦楽園中学校長寿命化改修工事の着工などに伴い、1 3 億 3, 0 7 5 万 8, 0 0 0 円の増額となっております。

その下、大社中学校教育環境整備事業費につきましては、基本構想・基本計画策定業務の完了に伴う支援業務委託料など 3, 5 8 0 万 6, 0 0 0 円の減額となっております。

次の 1 1 ページをご覧ください。

上から 4 番目、項 2 5 高等学校費、目 0 5 学校管理費、高等学校維持管理事業経費につきましては、学校施設包括管理業務委託の導入に伴うマネジメント経費などが増額となるものの、電気・ガス料金単価の見込みの減額に伴う電気・ガス使用料の減額などにより 2, 2 1 2 万 8, 0 0 0 円の減額となっております。

その 2 つ下、目 2 0 学校整備費、高等学校施設整備事業費につきましては、プールシート改修工事、体育館への空調設備設置工事、照明設備 L E D 化工事を 1 校で実施することなどにより 3, 8 1 0 万円の増額となっております。

同じページの一番下、項 3 0 幼稚園費、目 0 5 幼稚園費、幼稚園維持管理事業経費につきましては、電気・ガス料金単価の見込みの減額に伴う電気・ガス使用料及び 2 園閉園に伴う施設管理関係委託料、施設補修工事費など 1, 6 4 3 万 7, 0 0 0 円の減額となります。

次の 1 2 ページをご覧ください。

一番上、目 1 0 幼稚園整備費、幼稚園施設整備事業費につきましては、令和 7 年度は閉園施設のアスベスト調査等を新たに実施いたしますが、事業費全体としては 2, 5 6 6 万 5, 0 0 0 円の減額となります。

下から4番目、項35社会教育費、目05社会教育総務費、放課後キッズルーム事業経費につきましては、委託型で実施校を2校拡充することに伴う委託料及び直営型で実施している1校で新たにコーディネーターを配置することによる会計年度任用職員報酬など3,565万2,000円の増額となっております。

その2つ下、目25青少年教育施設費、山東自然の家改修事業費につきましては、非常用照明設備のLED化改修工事、浴槽ろ過機等の整備工事、アスレチック遊具の撤去工事を実施することにより2,305万1,000円の皆増となっております。

次の13ページをご覧ください。

上から2番目、項40保健体育費、目10給食費、給食管理運営事業経費につきましては、物価高騰に伴う食器類等の更新に係る消耗品費、牛乳保冷库等の備品購入費など2,284万3,000円の増額となっております。

その下、給食物資購入事業経費につきましては、食材価格の高騰に伴う食糧費の増額などにより1億5,754万9,000円の増額となっております。

なお、この影響を受け、令和7年度より学校給食費を小学校で275円から305円に、中学校で325円から360円に改定いたしますが、保護者負担額については据え置き、差額については物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当する予定です。

続きまして、14ページをご覧ください。

こちらは新規に設定する債務負担行為です。債務負担行為とは将来にわたる債務を負担するもので、設定された限度額、期間の範囲内において債務負担契約の締結を可能とするものです。期間、限度額、内容につきましては表に記載のとおりです。これらの事業は令和7年度中に契約を行い、複数年にかけて実施いたします。

15ページから16ページの表をご覧ください。

投資的事業対前年度比較として、予算科目ごとに令和7年度と令和6年度予算の比較と令和7年度中の実施内容などを掲載しております。

17ページをご覧ください。

学校施設整備事業の実施予定として、事業メニューごとに実施予定を一覧にしております。

歳出は以上です。

次に、歳入予算につきましてご説明いたします。

前に戻りまして、4ページ、5ページをご覧ください。

	歳入予算対前年度比較として、予算科目ごとに前年度当初予算との比較を記載しております。 4 ページ、一番上の教育委員会所管分の合計欄をご覧ください。 令和7年度歳入予算は33億8,427万5,000円で、前年度と比べまして1億2,844万8,000円、率にして3.7%の減となっております。 この中から、増減の大きなものを中心にご説明いたします。 4 ページ中ほどの国庫負担金につきましては、事業の進捗に伴う瓦木中学校教育環境整備事業費の減額により皆減となっております。 その下、国庫補助金につきましては、学校のネットワークアセスメント調査の実施に伴う公立学校情報機器整備費補助金の増額、中学校パソコン教室の情報機器等の更新に伴う新しい地方経済・生活環境創生交付金の増額、事業の進捗に伴う小学校・中学校の施設整備に対する学校施設環境改善交付金の増額などにより全体で1,104万円の増額となっております。 次の5 ページをご覧ください。 中ほどの繰入金につきましては、ICTを活用した国際交流事業の実施及び小学校・中学校連合体育大会に係る事業費への充当に伴う教育振興基金繰入金の増額、私立高等学校入学給付金の創設に伴う奨学基金繰入金の増額などにより、全体で1,520万円の増額となっております。 5 ページの1 番下、雑入につきましては、児童・生徒数の減少に伴う学校給食の食数の減による給食費負担金収入など2,548万1,000円の減額となっております。 なお、歳出予算でもご説明いたしましたが、令和7年度より学校給食費を小学校で275円から305円に、中学校で325円から360円に改定いたしますが、保護者負担額については据え置いたため、小学校・中学校・特別支援学校給食費負担金収入につきましては、従前の単価での計上としております。 説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
藤岡教育長	説明は終わりました。 これより質疑、討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありますか。
山本委員	1 点いいですか。

藤岡教育長	山本委員。
山本委員	細かいことですが、9 ページの中学校学習指導推進事業経費、部活動の関連なんですけれども、これ中学校部活動地域移行推進事業補助金が 4, 3 0 0 万ほど出ていると思うんですが、この補助金というのは国からの補助金なのか、そして、これはどんなことに使えるのですか。
藤岡教育長	教育総務課長。
教育総務課長	まず、9 ページの内容につきましては、西宮市の教育委員会が予算を出す歳出になります。そのため、この補助金は西宮市の教育委員会から補助金を出すものですので、国からもらうとか、県からもらうものではございません。 この補助金の内容としましては、これから部活動の地域移行に向けて本格的に推進していく中で、地域クラブを統括、コーディネートしていただく団体、今のところスポーツセンターを予定していますが、そちらにコーディネートをしていただく業務に対しての補助金で、この金額が計上されております。
山本委員	分かりました。
藤岡教育長	ほかにございますでしょうか。よろしいですか。 では、なければ採決に入ります。 議案第 5 2 号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし)
藤岡教育長	では、ご異議がないようですので、可決することといたします。 一般報告 3 「児童生徒の状況について」を議題といたします。 学校保健安全課長、お願いします。 (非公開)
藤岡教育長	ほかにございますでしょうか。よろしいですか。 なければ、一般報告 3 を終了いたします。

	以上で予定されていた議題は全て終了いたしました。 これをもちまして、第 11 回教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。 (終了)
--	---